

質問  
QUESTION回答  
ANSWERおおひら ふみお  
大平 文雄

## 「空家問題」解消の抜本的な施策は？

### 空家等の適正管理条例に基づき推進します

〔総務課長〕

質問 平成27年5月26日「空家対策特別措置法」（以下「特措法」という）が施行されました。

この特措法は、倒壊の恐れや景観を著しく損なう空家を「特定空家」と定義付け、市町村の空家対策に法的根拠を与えたものです。

しかし、空家対策は今後増加の一途をたどり、空家に対して早急

な施策を講じることは喫緊の課題です。課題の解消のためには、

①特措法施行を契機に「空家増税」が空家放置の抑止力になる可能性が有ります。

②空家売買の市町村介入ができる可能性が有ります。来年の通常国会で、都市再生特別措置法を一部改正し新制度を設ける予定です。

現状の空家問題の解消策については、①②と考えてみましたが、何よりも早急に政府の方針・方向性に沿って、問題の解決に向けて、当町も取り組む必要があると思います。

現時点における「空家問題」の解消に向けた施策を総務課長に伺います。

回答 空家対策特措法の施行に伴い、平成27年度に空家の実

態調査を行いました。この調査で空家等の可能性が高いと判断した箇所数は171件、建物棟数は244棟でした。

今年度、3つの取り組みを行っています。

①空家相談会を8月に第1回として実施しました。今後も相談会を定期的に開催し個々の生の情報を得ることに努めていきます。

②空家等の適正管理に関する条例を今9月議会に上程しました。

管理が不全な特定空家等に対しては、助言または指導、勧告、命令、代執行等、町が行う措置の手順を定め、特定空家等の除去を図ろうとするものです。

③空家等対策計画に基づいた具体的な施策を空家対策協議会で検討を進めています。

発生した空家等の売却



今後、空家等の適正管理が求められます

却や貸し出しといった活用については、空家バンクの設置が必要です。しかし、既に実施している市町村において空家等の解消につながっていないのが実情のようです。

上での基礎資料となるものと考えますので、空家バンクの設置を進めていきます。

今後、国や県から新たな施策が展開される